

# 裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○ ○○

氏名 ○○ ○○

処分庁 ○○市福祉事務所長

審査請求人から平成30年3月6日付けで提起のあった処分庁（○○福祉事務所長）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく返還金の決定処分（平成30年1月24日付第○○号。以下「本件処分1」という。）及び法第26条に基づく生活保護廃止処分（平成30年1月25日付第○○号。以下「本件処分2」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分1、本件処分2については、これを取り消す。

## 理 由 等

### 第 1 事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成29年2月8日に交通事故に遭い入院加療及びリハビリを行うことを余儀なくされたところ、処分庁は、保険金の支払を受けたとして、請求人に費用返還を求めた。請求人は、保険金はまだもらっていないとして本件処分1の取消しを求め、本件審査請求を提起した。
- 2 処分庁は、本件処分1の費用返還処分を決定した後の残余保険金を収入認定し、保護廃止を決定した。請求人は本件処分2に不服があると本件審査請求を提起した。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨等

- 1 請求人の主張の要旨
  - (1) 事故に起因する保険金は、平成30年6月19日現在、まだ1円ももらっていない。示談もしてないし、保険金額もわからない。返還金を求める根拠が不明である。
  - (2) 生活保護費は平成29年8月10日に退院してからももらっていない。
- 2 処分庁の主張の要旨
  - (1) 法第29条の規定に基づく調査を行い、〇〇銀行〇〇支店の預金取引明細書に「（〇〇保険会社名）」からの入金履歴があり、交通事故に起因する保険金が支払われている。
  - (2) 資力発生日以降の保護費支給額を上限として、法第63条による返還をさせ、それを超過する金額を算定すると、概ね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる。

### 第3 理由

#### 1 本件審査請求に係る法令等の規定について

##### (1) 法

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた時は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

##### (2) 法による保護に関する通知等

ア 収入の認定は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-1-(4)において、「収入の認定にあたっては、（中略）その世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」とされている。

イ 保険金の収入認定方法は、次官通知第8-3-(2)エ(イ)において、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること、とされている。

#### 2 認定した事実

審理関係人の主張及び証拠書類から、以下のとおり認定する。

(1) 平成29年2月8日 請求人が交通事故にあったこと。

(2) 平成29年3月9日 処分庁は請求人に電話をし、示談金の支払が決まった前もって連絡すること、自立更正のための経費があれば控除する

ことが可能であると説明をしたこと。

- (3) 平成29年6月19日 処分庁が〇〇保険会社に請求人に対する保険金支払の有無を問合わせたところ、支払済保険金はないとの回答を得たこと。
- (4) 平成29年6月20日 請求人が〇〇病院に転院したこと。
- (5) 平成29年7月11日 処分庁は、ケース検討会議を開催し、医療費は第三者加害行為により加害者から支払われ、入院患者日用品費は年金で賄うことができると判断し、平成29年6月21日付で請求人を保護停止処分とした。
- (6) 平成29年8月8日 請求人が、〇〇病院を退院したこと。
- (7) 平成29年9月5日 処分庁が〇〇保険会社に保険金支払いについて問合わせたところ、「委託を受けている弁護士に問合わせる」よういわれ、同日、交通事故補償代理人弁護士に電話で問合わせ、「保険金支払はまだ受けていない」との回答を得たこと。
- (8) 平成29年11月29日 処分庁が請求人に電話をし、保護停止解除の検討のため預金残高を確認する必要があるとして預金通帳の提出を求めたが、請求人が提出を拒否したこと。そのため、処分庁は法第29条に基づく預金調査を行ったこと。
- (9) 平成30年1月24日 処分庁は、預金調査の結果、〇〇保険会社から請求人預金口座に、

平29. 3. 31	〇〇円
平29. 4. 17	〇〇円
平29. 5. 8	〇〇円
平29. 6. 20	〇〇円
平29. 7. 18	〇〇円
平29. 8. 4	〇〇円
平29. 8. 9	〇〇円
平29. 8. 14	〇〇円
平29. 9. 11	〇〇円
平29. 10. 4	〇〇円
合 計	〇〇〇円

の振込があったこと、さらに◎

◎保険会社から請求人に平29.11.15付け〇〇円の振込みがあり、合計で〇〇〇〇円の口座振込みがあったことを確認した。これにより、処分庁は、事故発生日から保護停止日までに支払った保護費の額〇〇円の範囲内において法第63条に基づく返還金を〇〇円と決定し、請求人に通知したこと。

- (10) 平成30年1月25日 処分庁は、保護廃止の要否判定を行い、法第63条返還金控除後の預金残金と年金収入により、請求人が概ね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、平成30年1月1日付保護廃止を決定し、通知したこと。

### 3 判断

本件処分1、本件処分2に係る審理関係人の間には争いがあるので、以下のとおり判断する。

- (1) 交通事故に起因する保険金を請求人は受領しているのか

処分庁は、金融機関に対する預金残高の確認調査において、〇〇保険会社から入金があったとして、交通事故に起因する保険金が支払われたと主張している。しかし、平成29年6月19日に〇〇保険会社に、平成29年9月5日に交通事故補償代理人弁護士に保険金の支払いについて問合わせたが、いずれの回答も支払っていないとのことであった。処分庁が保険金収入とした保険会社からの振込額には平成29年9月5日以前に振り込まれたものが含まれており、明らかに保険会社等からの「支払っていない」との回答と矛盾する。

次官通知第8-1-(4)では、「金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」しているが、処分庁が振込人である〇〇保険会社に対し、直接、入金目的等を調査した事実は認められず、処分庁が保険金収入と認定した金銭が交通事故に起因した保険金ではない可能性を否定できない。仮に調査の結果、保険金の一部として支払われたものであっても、通院費や診断書料に相当するものであれば、必要

経費として返還額から控除できるため、返還金決定額に違算が生じる可能性がある。

(2) 保護廃止処分は適正であったか

上記のとおり、保険金収入調査に不備があり、法第63条返還金の計算に違算が生じる可能性が認められ、法第63条返還金控除後の預金残高を用いて行った保護廃止の要否判定の結果にも重大な影響を与える可能性があるため、保険金収入再調査の上、再判定されるべきである。

(3) 本件処分の手続きについて

処分庁の法第63条返還金決定における保険金収入調査には、その結果を左右しかねない手続き上の不備があり、また、法第63条返還金控除後の預金残高を用いて行った廃止の要否判定にもその影響は及ぶものであるため、処分を取消さざるを得ない手続き上の不備があると認められる。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件処分1、本件処分2ともに手続き上の不備があるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年9月1日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝貞

